一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表について

(令和 7 年度 西部環境工場) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、一般廃棄物の焼却施設である西部環境工場の維持管理に関する情報を公表いたします。

1. 処分した一般廃棄物(可燃ごみ)の量 ■規則 第4条の5の2第1項第1号 イ 関係

区分		月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
	1号炉	t	4,029	3,657	1,993	0	3,608	3,912	4,223						21,422
	2号炉	t	3,937	0	219	4,264	4,187	3,900	4,174						20,681
合計烧却量		t	7,966	3,657	2,212	4,264	7,794	7,812	8,398						42,103

2. 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素(CO)濃度(すべての日平均値の月平均値) ■規則 第4条の5第1項第2号 ト、リ、ラ 関係

	しまけっかにノ	. 7 'O MKN			KILDXXX (UU)		ひローツ間の	/刀 下~7 吨/	一 かんりょうカイス	アンプラーカスタラム	ヴェド、ソ、ノード	1 DK			
項目		月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年 度 平均値
	1号炉	°C	982	961	954	休炉中	956	967	968						965
	2号炉	ဇင	959	休炉中	956	955	968	975	976						965
集じん器に流入する燃焼ガス温度 ※2	1号炉	ွင	155	155	155	休炉中	155	155	155						155
	2号炉	°C	157	休炉中	156	155	155	155	157						156
排ガス中のCO濃度 ^{※3}	1号炉	ppm	3	3	3	休炉中	3	3	3						3
	2号炉	ppm	2	休炉中	4	1	1	1	2						2
備考															

※1 別紙フロー図上の①にて測定

※2 別紙フロ一図上の②にて測定

※3 別紙フロ一図上の③にて測定

3. 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った日 ■規則 第4条の5第1項第2号 ヌ 関係

項目	1 号 炉	2 号 炉
冷却 設 備	工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。
排ガス処理設備	工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。

4. ばい煙量又はばい煙濃度測定結果 ■規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区分	法規制値	単位			15	炉					2-5	炉		
	がからある	- T-	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
排ガスを採取した年月日			2025/5/15	2025/8/26	2025/9/9				2025/4/22	2025/7/8	2025/9/9			
結果が得られた年月日			2025/6/20	2025/10/10	2025/9/25				2025/6/6	2025/8/22	2025/9/25			
ばいじん濃度※4	0.04以下	g∕m³N	0.001未満	0.001未満	0.001未満				0.001	0.001未満	0.001未満			
塩化水素濃度 ^{※4}	700以下	mg∕m³N	13	33	22				20	14	17			
窒素酸化物濃度 ^{※4}	250以下	ppm	28	31	25				29	28	31			
硫黄酸化物排出量※4	K値14.5で測定され る排出基準	mN/h	80.1	83.9	76.6				73.1	71.5	78.7			
	測定値	m [*] N/h	0.17	0.38	0.29				0.13	0.33	0.31			

※4 別紙フロー図上の③にて測定、規則要求頻度:六月に一回以上

5. 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果 ■規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区分	法規制値	単位			2号炉						
	公外的但	平位	1回目	2回目	3回目	4回目	 1回目	2回目	3回目	4回目	
排ガスを採取した年月日			2025/5/15	2025/8/26			 2025/4/22	2025/7/8			
結果が得られた年月日			2025/6/20	2025/10/10			 2025/6/6	2025/8/22			
排ガス中のダイオキシン類濃度 ^{※5}	0. 1以下	ng-TEQ/mN	0.0056	0.0022			0.00000042	0.0021			

※5 別紙フロー図上の③にて測定、規則要求頻度:毎年一回以上

【検査項目等の説明】

・ばいじん濃度 :物の焼却とともに発生する。このうち、すす、完全に燃焼した灰分、燃焼ならびに熱分解による固形粒子をいう。

・塩化水素濃度 :塩化ビニール樹脂等の燃焼の際に発生し、刺激臭を有する無色の気体である。自然界では火山活動等で発生する。

- 窒素酸化物濃度 : 石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等多種多様である。

・硫黄酸化物濃度 : 石油や石炭を燃やすとそれらに含まれている硫黄分が酸素と結合して発生する。天然には、火山温泉等に存在する。

・ダイオキシン類 :塩素、酸素、炭素、炭素、水素の存在下で、ものが燃焼するときに発生する有機化合物である。ごみ焼却、タパコの煙、自動車の排気ガス、野焼きのほか様々な発生源から副生成物として発生する。